

平成三十年十一月八日提出
質問第四一號

持続可能な医療保険制度に関する質問主意書

提出者 柚木道義

持続可能な医療保険制度に関する質問主意書

わが国の医療保険制度はフリーアクセス、国民皆保険および現物支給という、他国に見られない優れた特徴を持ち、これが世界的にみても長い寿命をささえている。人口の高齢化が進み医療費が増大している中、この医療保険制度を持続可能な仕組みにして後世に引き継いでいくことが重要である。

この医療保険制度に関連して、その財源である医療保険料を負担する健康保険組合に関し以下質問する。

一 一般的に保険制度は、それに加入している者が保険料を支払い、加入者の保険事故等を対象として保障を行うものである。健康保険組合も本来これに加入する被保険者等の医療費等を保障するものであるが、皆保険制度を守るため、加入者ではない高齢者医療費の拠出金を負担しており、その負担が加入者の医療費等の法定給付費を超えるまでに至っている。このような状況は本来の保険の原則からかけはなれていると考えるが、見解如何。

二 高齢者医療費の拠出金の負担が加入者の医療費等法定給付費を上回る健康保険組合が増えており、この負担が直接の原因となって解散を余儀なくされる健康保険組合がある。健康保険組合が解散して被用者の医療保険が「協会けんぽ」に移ってしまうと、国庫負担額がその分増えてしまうだけでなく、健康保険組

合の保険者機能が失われてしまう。このような事態を防ぎ医療保険制度を財源の面から持続可能にするため、少なくとも、加入者の医療費等の法定給付費を超える高齢者医療費の拠出金を負担している健康保険組合については、その超過部分（拠出金割合が五十パーセントを超える部分）について国庫で負担する仕組みを新たに設け、各健康保険組合の持続可能性を高めるようにすべきと考えるが、見解を伺う。右質問する。